

# 少年法を考えるシンポジウム

～適用年齢を本当に引き下げるべきか?!～

日時:5月21日(土)13:00～17:00

場所:兵庫県弁護士会館4階講堂

## <プログラム>

### 【第Ⅰ部】

①基調講演:『少年院における矯正教育の実情と効果』  
講師:八田次郎さん(元少年院院長)

②基調報告:『適用年齢を引下げても、厳罰にならない』  
報告者:松田昌明(兵庫県弁護士会子どもの権利委員会副委員長)

### 【第Ⅱ部】

当事者(元少年)の声:野田詠氏さん(牧師)

### 【第Ⅲ部】パネルディスカッション

パネリスト 八田次郎さん(元少年院院長)  
伊藤由紀夫さん(家庭裁判所調査官)  
野口善國さん(弁護士)  
山田由紀子さん(NPO法人対話の会)

※ **参加費無料、どなたでもご参加いただけます!**

主催:兵庫県弁護士会

〒650-0016

神戸市中央区橘通1-4-3

TEL 078-341-7061(代)



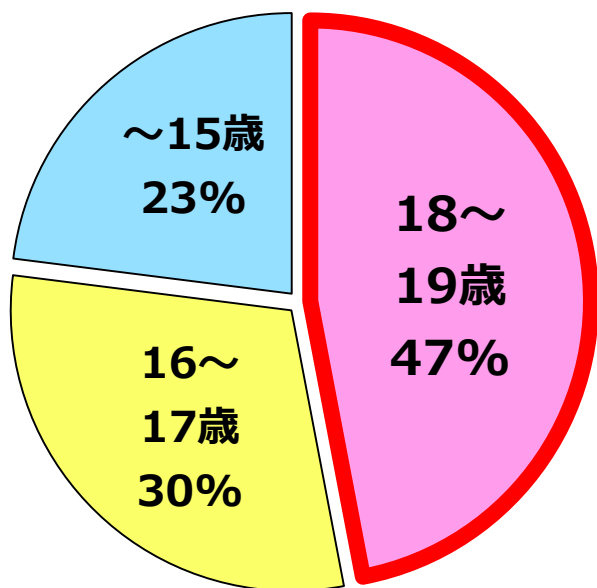
近年、18～19歳の少年による重大な事件が大きく報道され、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げる改正が近々なされようとしております。

しかし、これにはあまり知られていない重大な問題があります。18～19歳の少年が重大事件を犯した場合、現状でも、あくまで成人と同じ手続きで処罰を受けます。そのため、適用年齢引き下げによって影響を受けるのは、実は「重大ではない少年事件」を犯した少年なのです。適用年齢が引き下げられれば、そのような罪を犯した18～19歳の少年は、教育的な措置を全く受けないことになり、成人と同じように起訴猶予や罰金等の軽微な処分のみを受けることになります。厳罰化どころか、かえって軽い処分だけで済まされ、どんどん社会復帰をさせられてしまうのです。

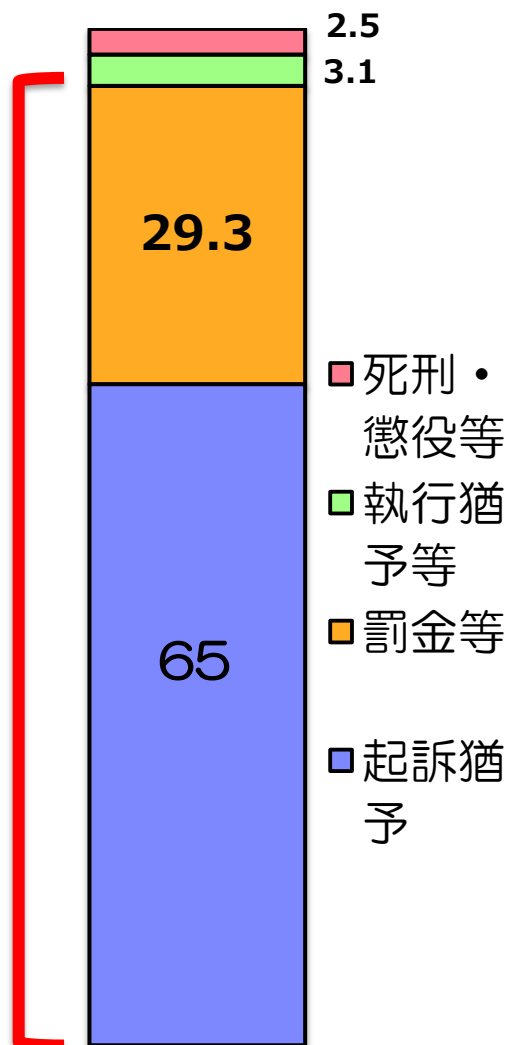
このような影響を踏まえ、少年法の適用年齢を本当に引き下げるべきか、あらためて考えてみなければいけません。

ぜひ、このシンポジウムで、これまで様々な形で少年に向き合ってきた方々の多様な意見を聞き、一緒に考えてみましょう。

## 少年事件の割合



## 成人への処分



少年事件の47%が、ほとんど起訴猶予か罰金だけで済まされることになっちゃうんだね！！

